福島労働局長登録教習機関 登録番号第113号

『玉掛け技能講習』実施要項

主催 一般社団法人郡山労働基準協会

安全衛生法第61条第1項、労働安全衛生法施行令第20条16号、クレーン等安全規則第221条により、 事業者はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務には厚生労 働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならないと定められております。

標記技能講習を、福島労働局長登録教習機関として、下記により実施いたしますので、有資格者確保のため、受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 学 科 令和5年9月12日(火) 8:50~17:15

" 令和5年9月13日(水) 9:00~16:10

(一部科目免除の方は13:00~16:10)

実 技 令和5年9月14日(木) 8:50~17:15

※講習科目、時間などカリキュラムについては当協会までお問い合わせください

2. 会 場 **《学科·実技》 一般社団法人 郡山労働基準協会**

(〒963-8071 郡山市富久山町久保田字久保田157-1TEL024-932-3266)

3. 科目免除 一部科目免除(学科~力学に関する知識 実技~合図)は以下の通り

クレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士、

揚貨装置運転士 の各免許保持者 及び

床上操作式クレーン運転技能講習修了者(特例講習修了者を含む)

小型移動式クレーン運転技能講習修了者(特例講習修了者を含む)

※免許証又は修了証の写しがない場合は免除無の取り扱いとします。**又、当日免許証又は** 修了証を持参の上、提示をお願いします。

4. 受講料等 ・19時間コース 1名 25,880円

受講料24,200円+テキスト代1,680円(内税)

・15時間コース 1名 23,680円

受講料22,000円+テキスト代1,680円(内税)

- 5. 申込締切日 令和5年9月5日(火) [但し、定員になり次第締め切ります。]
- 6. 定 員 20名
- 7. 申込方法 <FAX><Web><現金書留>のいずれかでお申し込みください。
 - ※締切日までに送金ください。入金を確認次第受講票をご連絡します。

なお、送金手数料はご負担お願いします。

※銀行振込み明細書をもって領収証の発行に代えます。

【ホームページアドレス】 http://www.klss.or.jp/

【振込先】東邦銀行桑野支店 普通預金185986 (社)郡山労働基準協会 後日、修了証を送付するため切手が必要です。

申込者が1~3名まで¥404、4名以上は¥414です。

①振込→当日持参願います。 ②現金書留→受講料と併せて準備願います。

※電話でのお申込みは受付けません。

- 8.修 了 証 所定の講習時間を受講し、また修了試験合格者に修了証を交付します。
- 9. 建設労働者確保育成助成金 詳細な事務手続きについては、労働局又はハローワークへお問い合わせください。
- 10. 留意事項 1) 写真は講習当日、協会で撮影します。
 - 2) テキストは、講習当日に配布。
 - 3) 受講票・筆記用具を必ず持参ください。
 - 4) 実技当日は、作業に適した服装のこと。
 - 5) 申込締切日以降の取消しの場合は、講習料の返却はしませんが、受講者の変更は可能です。
 - 6) 遅刻、早退、一時退出者には、修了証は交付しません。

【個人情報について】本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、 本講習以外には使用いたしません。